

ひたちなか市誕生30周年記念事業
軽自動車税 ご当地ナンバープレートデザイン募集要項

1. 趣旨

ひたちなか市では、令和6年度の市誕生30周年を記念して、地域への愛着（シビックプライド）を高めるとともに、市の魅力や観光資源等を市内外へPRすることを目的として、原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車を対象に「ご当地ナンバープレート」を交付することといたしました。

それに伴い、ナンバープレートの背景に使用するデザインを募集いたします。

どなたでも応募できますので、ひたちなか市の魅力をアピールし、地域に愛される素敵なデザインをお待ちしております。

2. 募集するデザインの概要

- (1) デザインは、ひたちなか市の文化や自然、観光資源、特産物等をイメージできるものであって、誰もが親しみを感じるようなオリジナリティーあふれるデザインとします。
- (2) 決定したデザインは、原動機付自転車（50cc以下、90cc以下、125cc以下）及び特定小型原動機付自転車に使用します。
なお、すべて同じデザインとなります。

3. 応募資格

どなたでも応募できます

※未成年の方は、保護者の承諾が必要です。

※「12. 応募にあたっての留意事項」をよくご確認ください。

4. デザインの募集期間

- ・令和5年10月10日（火）～令和5年11月30日（木）まで
- ※郵送の場合は、11月30日必着

5. デザインの条件

デザイン案は、次の条件をすべて満たすものとします。

- (1) ナンバープレートのデザインが以下のいずれにも該当しないものであること。
 - ・他者の権利（著作権、商標権、意匠権など）を侵すおそれがあるもの。
 - ・政党その他の政治団体、宗教に関連するもの（ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの背景のデザインとすることにつき、広く住民の理解を得られるようなものを除く。）。
 - ・特定の企業の営利活動を目的とするもの。
 - ・個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるもの。
 - ・国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるもの。

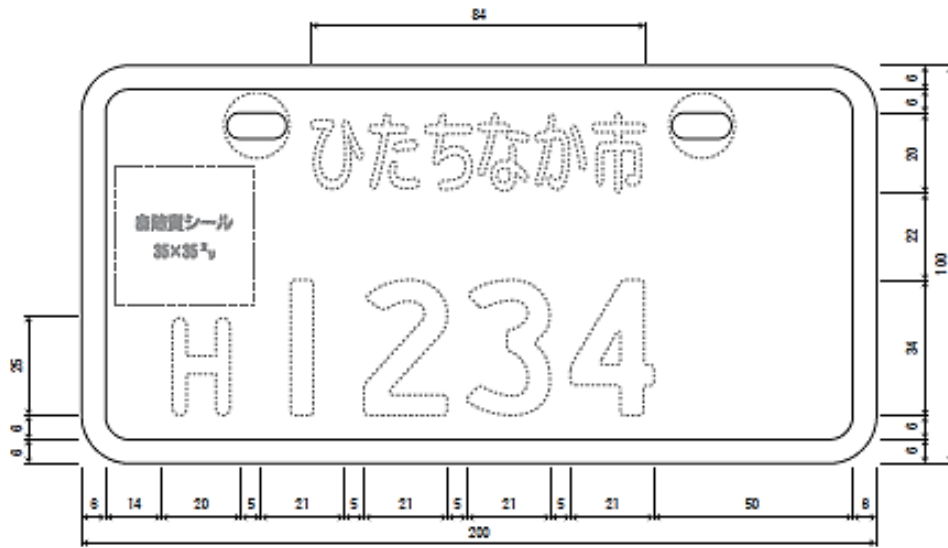
- ・特定の人物をモチーフとするもの（ただし、住民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く。）。
 - ・その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないもの。
- (2) 応募者が特定できる情報が入っていないものであること。
- (3) ナンバープレートの形状や表示される文字・数字の書体等を変更しないものであること。
- (4) ナンバープレートに印字される文字や数字と重なる部分に濃い色の使用を控える等により、ナンバープレートとしての視認性が十分確保されるものであること。

6. デザインの作成方法等

- (1) デザインは、データか手描きでの作成のどちらかをお選びください。
- カラー、モノクロは問いません。
- ※採用されたデザインがデータの場合、元データを後日提供していただく予定です。
- ※採用されたデザインが手描きの場合、ひたちなか市にてデータへの変更作業を行います。その際、デザインの補作・修正を行うことがあります。また、データへの変更にあたり、応募者への確認等を行う場合があります。
- (2) ナンバープレートの規格
- ・原動機付自転車（50cc以下、90cc以下、125cc以下）のナンバープレートは、縦10cm×横20cmの長方形とします。
 - ・特定小型原動機付自転車のナンバープレートは、縦10cm×横10cmの正方形とします。
 - ・ナンバープレートには、市にて上部に「ひたちなか市」下部にアルファベット1文字と数字4桁を配置します。なお、文字色は濃紺色となります。
 - ・※デザインには、著作権侵害となるものは使用しないでください。
 - ・下地の色が5割程度見えるようにしてください。
 - ・自賠責保険のシール（縦3.5cm×横3.5cm）を貼付するスペースを確保してください。
 - ・※特定小型原動機付自転車の位置は変更できません。
 - ・ビス留めの穴の位置、大きさは変更しないでください。

※次ページにイメージ例をお示しします。

○原動機付自転車（50cc以下【下地：白色】，90cc以下【下地：黄色】，125cc以下【下地：桃色】）のナンバープレートイメージ



※下の写真のように，上側の左右は隅切りになる場合があります。

【 参考：通常のナンバープレート 】



50cc以下

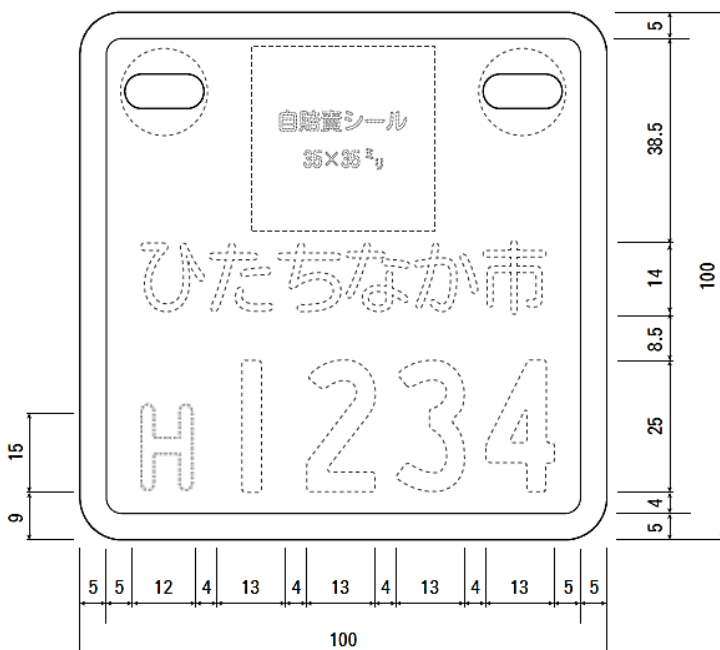


90cc以下



125cc以下

○特定小型原動機付自転車【下地：白色】のナンバープレートイメージ



【 参考：通常のナンバープレート 】



※上記ナンバープレート例は，イメージとして示したものですので，文字・数字を気にせず作成してください。

7. 提出物と提出方法等

デザインは、応募者1人につき2作品までとします。デザイン案1点につき以下の提出物をご提出ください。

(1) データでの提出

| | |
|------|---|
| 提出物 | デザインデータをPDF, JPEG, PNGのいずれかで提出してください。 なお、一つのデザインをナンバープレート2種類（原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車）で使用します。 |
| 提出方法 | いばらき電子申請・届出サービス（下記URL）で必要事項を入力の上、デザインデータを添付して提出してください。 https://apply.e-tumo.jp/city-hitachinaka-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=47389 |

(2) 手描きでの提出

| | |
|------|---|
| 提出物 | 必要事項を記入した応募用紙（ホームページをご確認ください）で提出してください。（1作品につき1枚） なお、一つのデザインをナンバープレート2種類（原動機付自転車及び特定小型原動機付自転車）で使用します。 |
| 提出方法 | 提出物を封筒にいれて、表面に「ご当地ナンバープレートデザイン応募」、裏面に「応募者氏名・住所」を記載の上、下記提出先に郵送または持参してください。 ※応募作品は折り曲げずに提出してください。 ※持参の場合は、土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。 〒312-8501 茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号 ひたちなか市 総務部 税務事務所 市民税課 |

8. 選考方法

- ・市の選考委員会で選定して決定します。

9. 入賞作品及び賞金

- ・最優秀作品 1作品 : 5万円
- ・優秀作品 2作品 : 各1万円

10. 結果発表

- ・結果につきましては、令和6年3月下旬頃に入賞者のみに連絡します。
- ・入賞作品の発表は、令和6年4月頃を予定しており、市ホームページ等で公表します。

11. ナンバープレート交付開始日

- ・令和6年11月1日（金）予定

12. 応募にあたっての留意事項

以下の各事項について承諾した上で応募してください。なお、この募集要項に記載した条件等を満たさない場合には、選考の対象外となりますのでご注意ください。

(1) 応募について

- ・応募の手続きは日本語となります。
- ・デザインの選考過程等において、市へお越しいただく場合があります。その場合の交通費等の支給はできません。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ・応募者の個人情報については、提案デザインの選考事務に必要な範囲でのみ使用します。また、選考事務に関わる第三者に必要な限度で提供することがあります。

(3) デザインの補作・修正等について

- ・提案していただいたデザイン、又は、採用デザインについて、視認性の確保等の観点から、応募者に修正を依頼する場合や、市等にて補作・修正する場合があります。
- ・手書きでのデザインで採用された場合には、提出されたデザインをもとにイラストレーター形式への変更作業を行います。その際、視認性の確保等の観点から、補作・修正する場合があります。また、イラストレーター形式への変更にあたり応募者への確認等を行う場合があります。

(4) 採用デザインの選考結果の公表について

- ・市ホームページ等で選考結果を発表する予定ですが、個別のお問い合わせには応じかねます。
- ・採用デザインの応募者の氏名等については、公表することを基本としますが、ご本人と相談の上、決定いたします。

(5) デザインその他の知的財産権等について

- ・採用されるデザインは、応募者が創作した未発表でかつ著作権その他第三者の権利を侵害しないものに限り（デザイン採用前にそのデザインを公表してしまうと、「未発表」とならなくなってしまうおそれがあるため、ご注意ください。）。
- ・採用されたデザインに関する知的財産権その他一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、利用を許諾し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明した時は、応募を無効とすることがあります。
- ・採用デザインの知的財産権などに関わる問題が発生した場合は、一切の責任（金員の支払いを含む。）を応募者が負うこととします。
- ・デザインの選考にあたり、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ、デザイン等の関連資料を確認させていただく場合があります。
- ・入賞作品に選定されたデザインにおいて、知的財産権侵害等の問題が判明した場合や、募集要項に記載する事項に同意いただけない場合、その他募集要項に違反していることが判明した場合等にあつては、入賞を取り消し、支払済の賞金を返還していただくことがあります。

- ・採用デザインに関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）、商標権、意匠権等のその他一切の権利は、ひたちなか市に無償で譲渡するものとし、所要の手続きをとらせていただきます。また、デザインの応募者は、ひたちなか市及びひたちなか市が指定する者に対し、著作権人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。
- ・ひたちなか市は、採用デザインの著作権の利用にあたって、著作者の表示をし、又は、しないことができるものとします。
- ・採用されなかったデザインの著作権が、応募によって当然にひたちなか市に移転するということはありませんが、応募された全てのデザインについて、ひたちなか市及びひたちなか市が指定する者は、視認性の確保等の観点から、補作・修正をし、また、無償でこれを利用できるものとします（広報・記録を目的とした資料の作成や展示、著作権侵害等に係る調査の際の利用、ウェブサイトへの利用等に使用させていただく場合があります。）。なお、応募者は、ひたちなか市及びひたちなか市が指定する者に対し、著作権人格権その他一切の人格権を行使しないものとします。
- ・採用デザインの応募者は、ひたちなか市が行う採用デザインに係る知的財産権（商標、意匠等）の出願・登録について、手続きにあたってひたちなか市に協力するものとします。

(6) その他

- ・採用デザインの応募者には、ご当地ナンバープレートの広報活動等への協力をお願いすることがあります。
- ・応募に要する費用はすべて応募者の負担となります。その他応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害について、ひたちなか市は責任を負いかねます。また、何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない等の問題が発生した場合についても同様とします。
- ・提出物はいかなる場合でも返却しません。なお、ひたちなか市は、ご提供いただいた提出物の管理に万全の注意を払いますが、天災その他不慮の事故等に基づく破損、紛失等については責任を負いかねますので、提出物に係るデータファイル等のバックアップは応募者において各自ご対応ください。
- ・募集要項の内容も含め、応募に関する一切の事項は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとし、募集要項への同意にもかかわらず応募に関して紛争が生じた場合には、水戸地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることとします。
- ・未成年者等の方は、応募にあたり、募集要項に定める事項について、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。未成年者等が応募したデザインが採用された場合は、著作権等の権利譲渡等に関して親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- ・募集要項に記載した事項（スケジュール、留意事項等）については、今後ひたちなか市の判断により、変更、又は、追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方であってこれに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じかねます。

13. 問い合わせ先

ひたちなか市 総務部 税務事務所 市民税課 軽自動車税担当
〒312-8501

茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号

TEL : 029-273-0111 (内線3126・3127)

FAX : 029-271-0850

メールアドレス : siminzei@city.hitachinaka.lg.jp

※電話によるお問い合わせは、土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとなりますので、ご了承ください。